

第143回  
青森県都市計画審議会  
議事録

平成31年1月29日(火)

日 時：平成31年1月29日（火） 午後2時から

場 所：ラ・プラス青い森 4階 ル・シエル

出席者：会長 馬渡 龍  
委員 堀内 一穂  
委員 橋場 寛  
委員 秋葉 美早喜  
委員 高田 昌行（代理：照井 和幸）  
委員 吉田 耕一郎（代理：菅原 克也）  
委員 重松 弘教（代理：浦田 浩彰）  
委員 野呂 日出男

以上8名出席

## 議 事

議案第1号 青森都市計画臨港地区の変更（青森県決定）について  
議案第2号 青森都市計画区域区分の変更（青森県決定）について

## 【司会】

ただいまから、第143回青森県都市計画審議会を開会いたします。

それでは今回、第1号委員の任期満了に伴う改選と第2号委員の人事異動があり、委員に異動がございましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業高等専門学校産業システム工学科准教授の馬渡龍様でございます。

弘前大学大学院理工学研究科助教の堀内一穂様でございます。

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会の橋場寛様でございます。

公募委員の秋葉美早喜様でございます。

本日は遅れておりますが、公益社団法人青森観光コンベンション協会の高樋忍様でございます。

そして、本日は諸都合により欠席されておりますが、一般社団法人青森県建築士会の古戸睦子様にご就任いただいております。

続きまして、第2号委員は関係行政機関の皆様でございます。

東北地方整備局長の高田昌行様でございます。本日は代理として、青森港湾事務所副所長の照井和幸様が出席されております。

東北運輸局長の吉田耕一郎様でございます。本日は代理として、青森運輸支局支局長の菅原克也様が出席されております。

青森県警察本部長の重松弘教様でございます。本日は代理として、交通規制課次長の浦田浩彰様が出席されております。

また、本日は欠席されておりますが、東北農政局長の鈴木良典様にご就任いただいております。

続きまして、第3号委員は市町村長を代表する方でございます。

本日はご欠席されておりますが、青森県市長会会長の小野寺晃彦様にご就任いただいております。

続きまして、第4号委員は県議会議員の方でございます。

本日はご欠席されておりますが、青森県議会議員の森内之保留様、岡元行人様、熊谷雄一様にご就任いただいております。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

青森県町村議会議長会会長の野呂日出男様でございます。

なお、本日の出席状況につきましては、委員15名のうち、仮に高樋様のご欠席となった場合でも、8名が出席となっております。委員の半数以上が出席されておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。

青森県県土整備部都市計画課長の岡前憲秀です。

青森県県土整備部建築住宅課長の成田宏之です。

それでは委員及び幹事の紹介に続きまして、お配りしている資料の確認を行

います。

事前に送付している資料は、お持ちいただいておりますでしょうか。忘れた方がいらっしゃいましたら、挙手していただければと思います。

事前に送付しているものとして、1枚目は第142回青森県都市計画審議会次第、2枚目は委員名簿及び出席状況、3枚目は委員席図です。次に、議案書です。次に、A3判横の参考資料です。

そして、本日新たに追加配布した資料といたしまして、表紙が青色のパワーポイントを印字した資料です。次に、青森県都市計画審議会規則です。次に、青森県都市計画審議会の公開についての取り扱い要領です。

不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、審議会に入って参ります。

次第の1、組織会についてです。

今回は、第1号委員の改選後初めての審議会でございますので、改めて会長を選任することとなります。

配布資料の青森県都市計画審議会の公開についての取り扱い要領をご覧ください。こちらに青森県附属機関に関する条例というものがございまして、本都市計画審議会は県条例によって制定されております。

条例第4条の規定において、会長は別表第2の選定方法により選任するとなっており、最後のページの別表第2において、第1号委員の学識経験を有する者として委嘱された委員から選挙によって選出することとなっております。

委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願いいたします。

推薦等がないようなので、事務局から提案させていただく格好でもよろしいでしょうか。

#### 【事務局】

それでは、事務局から提案させていただきます。

事務局と致しましては、第1号委員6名中3名が再任されており、前会長の馬渡委員も再任されていることから、引き続き、馬渡龍委員に会長をお願いしたいと考えております。

#### 【司会】

事務局より、前回も会長をしていただいている馬渡委員の推薦がございました。他にご推薦がないようでしたら、馬渡委員に会長をお願いしたいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

**【司会】**

ありがとうございます。各委員のご賛同を得ましたので、馬渡委員に会長をお願いしたいと存じますが、馬渡委員よろしいでしょうか。

**【馬渡委員】**

それでは、務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

**【司会】**

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長にご就任いただきました馬渡委員は会長席への移動をお願いいたします。

早速で大変恐縮でございますけども、馬渡会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

**【馬渡会長】**

前期に続きまして、青森県都市計画審議会の会長を務めることになりました。八戸工業高等専門学校の馬渡です。どうぞよろしくお願いいたします。

ちょうど今期ですけども、平成から新しい元号に移行するというような時期に当たりました。そういう意味では、非常にいろいろな意味合いや役割があるだろうと考えております。

これまでの昭和、平成の都市計画審議会では、増加や拡大といった出来事、現象を背景に新しい決定をしてきたかと思いますが、これからは縮小や減少などを背景に、従来の計画案の見直しや廃止なども事案として浮上してくるかと考えております。

また、縮小や減少という社会や都市にあわせて、それに対応する新しい都市決定も必要になると思っておりますので、それらに対してスムーズに会の運営を務めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【司会】**

どうもありがとうございました。ここで会長の職務代理者を決めていただきたいと思っております。

青森県都市計画審議会の公開についての取り扱い要領をご覧ください。青森県附属機関に関する条例第4条第5項の規定により、会長欠席の場合の職務代理者について、会長が指定することとなっております。

馬渡会長、よろしくお願いいたします。

**【馬渡会長】**

はい。職務代理者の指定とのことで、堀内委員をお願いしたいと思います。

**【堀内委員】**

はい。

**【司会】**

よろしくお願いいたします。議事に移る前に1点ご連絡がございます。

本日の会議は、青森県で実証実験中であるA I 議事録を導入しております。こちらは、A I を使用して自動的に議事録を起こすというものです。議事の内容について変更点はありませんが、発言の際にはマイクをお持ちいたしますので、マイクを使用してお発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、馬渡会長に議事の進行をお願いいたします。

**【馬渡会長】**

はい。それでは、議長を務めさせていただきます。最初に慣例によりまして、私から議事録の署名委員2名を指名させていただきます。まだいらしていませんけども、高樋委員と野呂委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【野呂委員】**

はい。

**【馬渡会長】**

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「青森都市計画臨港地区の変更（青森県決定）」及び議案第2号「青森都市計画区域区分の変更（青森県決定）」について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

都市計画課の関と申します。よろしくお願いいたします。議案の概要について、私から説明いたします。

議案第1号、第2号については、同じ地区についての変更となりますので、続けて説明させていただきます。

まず、議案第1号「青森都市計画臨港地区の変更（青森県決定）」について説明いたします。議案書の3ページ、参考資料の3ページをお開きください。

はじめに、今回ご審議いただく案件であります臨港地区について、正面のスクリーンで簡単にご説明いたします。お手元に配布いたしました青色の資料と同じ内容となっておりますので、そちらをご覧くださいでも結構です。

臨港地区とは、港湾を管理運営するために定める地区のことで、都市計画法第9条に規定されている地域地区のひとつとなっております。その対象地域は港湾施設のほか、臨海工場などの港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地区として土地利用規制される地域です。臨港地区は港湾管理者が申し出た案に基づいて定めます。

また、港湾計画とは、一定の水域と陸域からなる港湾空間において、計画的に開発・整備し、また、適正かつ効率的に管理・運営・保全するために、港湾管理者が定める基本的な計画のことを言います。

臨港地区に指定すると、港湾法第38条の2により、臨港地区内の一定規模以上の工場又は事業場の新設や増設をする場合には、工事開始の60日目までに届出が必要となります。

今回、都市計画の変更を予定している箇所につきましては、青森港本港地区のうち「浜町緑地」と「新中央ふ頭」の2地区になります。これが2つの地区の航空写真となります。画面右側が浜町緑地で、赤い部分が今回の対象区域となります。画面左側が新中央ふ頭で、今回はこの三角の部分だけが対象となります。

次が計画図です。右側の赤い部分が浜町緑地で、これが新たに臨港地区となったところです。左側の黄色い部分が新中央ふ頭で、この三角の部分が指定を外そうとしているところになります。ちなみに、緑の線で囲まれた部分は現在指定されている臨港地区となります。

まず、浜町緑地における「青森港港湾環境整備事業」の概要をご説明します。

青森市の除排雪事業においては、慢性的な陸の雪堆積場不足から、雪を海まで運んでおりますが、この雪の中には、ゴミや泥等が混ざっており、閉鎖的な水域となっている陸奥湾においては、ゴミや泥等の拡散、堆積による周辺への影響が懸念されています。

このため、浜町緑地においては、夏場は、市民と港湾とのふれあいの場となる親水緑地として、冬場は、陸奥湾への海洋投雪によるゴミ流出対策等を図るための雪処理場として利用できる水中ネットを備えた処理施設の整備を進めることとし、平成13年度に「青森港港湾計画」において、事業計画を位置づけ、平成18年度より工事を開始し、平成29年度に工事が完了したところです。

この度、埋立て事業の竣工認可を受け、平成30年7月に「新たに生じた土地の確認及び字界への編入に関する市告示」を行ったことから、新たに土地が生じた部分について、港湾の管理運営を円滑に行うなど青森港の港湾機能の向上を図るため、当該地区を臨港地区に指定することとしました。

これが工事完了前後の航空写真となります。L字型の部分が今回の対象地区です。ロの字になっていますが、上と左は栈橋でこの下に水中ネット等があり、ゴミの流出を防いでいます。

次に、新中央ふ頭における「青森港本港地区新中央ふ頭整備事業」の概要をご説明します。

新中央ふ頭については、東北唯一の大型旅客バースが整備されており、飛鳥Ⅱやサン・プリンセスなどの国内外の大型客船が多数入港している状況となっています。

しかしながら、近年、クルーズ船の大型化が進んでいることから、この大型客船の着岸を可能とするとともに、大規模災害時には、緊急物資船と一般貨物船の2隻同時接岸を可能とすることで、防火機能の強化を図ることを目的としており、既設護岸を一部撤去し、岸壁延長を280mから360mへ延伸などの青森港本港地区新中央ふ頭整備事業を進めていたところでもあります。

平成30年4月に、同工事が完了したことを受け、陸地でなくなった0.1haの区域について、土地利用規制が必要なくなったことから、臨港地区の指定を解除するものです。

これが工事完了前後の航空写真となります。小さく、見にくいとは思いますが、この三角の部分を撤去して海とし、280mから360mの岸壁となったということです。よって、もともと陸であったのが海となったことから、今後の土地利用というものがなくなったということで、臨港地区から外すということです。

以上が議案第1号「青森都市計画臨港地区の変更（青森県決定）」についての説明となります。

続きまして、議案第2号「青森都市計画区域区分の変更（青森県決定）」について、説明いたします。

まず簡単に、今回ご審議いただく案件であります区域区分の制度についての説明をいたします。

区域区分とは、高度経済成長時代における、急速な都市化とそれに伴うスプロール現象に対応するために導入された制度で、都市計画区域内において、市街化区域と市街化調整区域とに区分することを言います。

市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことであり、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域のことを言います。

こちらのイラストは区域区分のイメージです。この赤い点線が区域を区分する境界線になります。市街化区域は開発が進み、市街地が形成されている一方、市街化調整区域においては、農地が広がっている中に既存集落や農家住宅、農業等関連施設などしか立地されておらず、開発が抑制され、農業等の環境や自然環境が守られています。



こちらの図は線引きの効果がはっきりと現れた事例となっており、上半分が市街化区域で、住宅が立ち並ぶ様子がわかるかと思えます。一方で、下半分の市街化調整区域は農地であり、家などはほぼ見られない状況となっております。

次に、区域区分の変更としては2つのパターンがあります。1つは、市街化区域の拡大であり、今まで開発や建築が規制されていた市街化調整区域から市街化区域に変更するものです。市街化調整区域ではあったのですが、開発が進んで市街化区域と同等になった部分についての拡大をするというパターンとなります。

もう1つは、市街化区域の縮小であり、市街化区域であった土地を市街化調整区域に変更するもので、逆線引きと言われます。開発や建築が見込めない農地等が対象となります。市街化区域ではあったのですが、農地等で今後も建物等が立ち並ぶ予定がないようなところについては、市街化区域から市街化調整区域へ変更するというパターンとなります。今回ご審議いただく案件はこのパターンになります。

本案件の対象は議案第1号と同じ青森港本港地区の「新中央ふ頭」になりますので、事業概要等の説明は省略いたします。

新中央ふ頭地区の岸壁延伸工事に伴い、既設護岸部を撤去した0.1haの部分について、陸域から海域となり、土地利用が見込めないことから、先ほどの臨港地区同様、市街化区域からも除外するものです。

なお、青森都市計画区域では、地先公有水面も都市計画区域となっていることから、この部分は海ではありますが、市街化区域から除外されたことにより、市街化調整区域となります。

以上で議案第2号「青森都市計画区域区分の変更（青森県決定）」についての説明を終わります。

なお、これらの案件につきましては、都市計画法に基づき平成30年12月6日から12月19日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

例えば、説明の中で少しわかりにくかったところなどでも構いません。いかがでしょうか。

橋場委員、どうぞ。

**【橋場委員】**

今回の審議会に直接関係するかわかりませんが、雪処理のための緑地関連なのですが、最近、非常に細分化されたプラスチックが海に流れて、それがいろいろなところで影響を及ぼしています。そして先ほど、ネットというお話がありましたが、ネットの大きさによれば、マイクロなものは抜けていくのではないかと思いますのですが。

また、この雪捨て場は以前、私の友人がダンプごと落ちて亡くなった場所なので、そういう事故がないような形をとられてはいると思うのですが、そのあたりの説明を教えてくださいたいです。

**【事務局】**

雪処理施設のネットにつきましては、だいぶ網目が細かいものになっておりまして、プラスチックなどは外海に行かないようなネットになっております。

また、車の転落防止策につきましても、しっかりとした車止めを付けております。雪が溜まった場合は、そこを片付けるなどにより転落防止策をとっております。以上です。

**【橋場委員】**

関連してもうひとつ、夏場はここで泳ぐという風なことを想定しているのでしょうか。

**【事務局】**

泳ぐということは想定しておりません。親水というのは、水と親しむということで、釣りや少し足を入れるなどです。

**【橋場委員】**

足を入れるというのは、非常に浅いのでしょうか。それとも深いのでしょうか。

**【事務局】**

正確に何メートルというのはすぐには答えられませんが、深さはそれなりにあります。

**【橋場委員】**

親水する、水に親しむというのであれば、ほどよく沖というか奥の方に向かって水の深さがだんだんに深くなっていくということを想定するのですが、おそらく、説明を聞くとがくんと落ちてしまう状況だと思います。そうすると、とても親水の部分とは思えないのですが。

**【事務局】**

親水というのは、より水に近づける場所ということです。水遊びをするということではなくて、水辺により近づけて、散歩や釣りなどができるという意味で親水式の緑地ということにしております。

**【馬渡会長】**

ほかにご質問等はございませんか。

**【照井代理】**

第2号議案について教えていただきたいのですが、新中央ふ頭の三角の部分が撤去されて陸地ではなくなったということで、この部分を市街化区域から市街化調整区域へ変更ということでしょうか。少々先ほどの説明を聞き漏らしたのですが、地先の話がありましたけども、海になったところを調整区域へ変更するということなのでしょうか。

**【事務局】**

青森都市計画区域の場合、浅虫から内真部の海を含めまして都市計画区域に設定されており、海である、陸であるに関わらず、まず都市計画区域であることに変わりはありません。市街化区域というのは、その部分の利用状況であるとか市街化の度合いによって、逆に市街化調整区域に指定するというような形になります。青森の場合は線引きの都市計画ですから、市街化調整区域か市街化区域のどちらかになり、土地の利用などが市街化の条件に合っていないところについては、市街化調整区域となります。そして、市街化区域に指定しない限りは市街化調整区域のままとなります。今後10年の市街化の度合いであるとか、今現在開発が進んでいるとかがない限りは市街化区域にはなりませんので、今現在の状況が特に建物が建っているわけでもなく、海であることから建物が建つこともないので、市街化区域に指定する必要はないと考えられます。よって、そのまま市街化区域を剥いだことによって、市街化調整区域となります。

**【照井代理】**

陸域だけではなくて、水域も区域指定の対象となるということによろしいでしょうか。

**【事務局】**

はい。

**【馬渡会長】**

ほかにご質問等はございませんか。

今回の議案第1号、第2号ともに港湾地区の議案となりますが、アスパムの西側の方にあるフェリーふ頭で新しい建物の建設もこれから進められるということも聞いております。より積極的にここの港を起点に物流とか、あるいは人の交流が進むのではないかと思います。

ほかにどなたか、ご質問等ございませんか。

それでは、ご質問、ご意見等ないようですので、皆様の方にお諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【馬渡会長】**

皆様ご異議ないようですので、議案第1号及び議案第2号については原案どおり決定することといたします。

これで本日の審議案件は終了いたしました。

なお、先ほど議事録の署名委員を高樋委員ということで指名させていただいたのですが、審議会に来られなかったということで、大変恐縮ですが、堀内委員に署名をお願いしたいと思います。野呂委員と堀内委員、よろしく願いいたします。

それでは、青森県知事に対し、「原案のとおり議決された」旨、答申することといたします。

これで議事の方は終了いたしましたので、進行を司会にお返しいたします。

**【司会】**

皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第143回青森県都市計画審議会を閉会いたします。